明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府三）　二
〔省　令〕
○大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（文部科学一）　一四
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五）　一六
〔告　示〕
○第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（総務三四）　一六
○第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件に基づく特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を定める件（同三五）　一七
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務三四、三五）　一八〇
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三六、三七）　一八一
○大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示（文部科学五）　一八二
○短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示（同六）　一八二
○短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示（同七）　一八三
○オーストラリア産ハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を制定する件（農林水産二一〇）　一八四
○道路に関する件（中部地方整備局六）　一八四
○道路に関する件（中国地方整備局一～四）　一八五
〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係　諸事項　一八五
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、中日本高速道路株式会社工事一部完了　二三〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　二三一
会社その他
会社決算公告　二三二